

参 考 资 料

諮 問 書

2総人第 47号
令和2年12月1日

丸亀市男女共同参画審議会会長 様

丸亀市長 梶 正治

次期丸亀市男女共同参画プランの策定について（諮問）

丸亀市男女共同参画推進条例（平成19年条例第26号）第9条第2項の規定に基づき次のとおり諮問いたします。

諮問

丸亀市においては、丸亀市男女共同参画推進条例第9条第1項の規定に基づき、平成29年3月に「第3次男女共同参画プランまるがめ」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に進めてまいりました。

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大により、女性の雇用や所得・処遇への影響、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による女性への悪影響、更には女性に対するあらゆる暴力に関する問題の根深さなど、様々な課題が顕在化してまいりました。支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないよう、今ほど男女共同参画の視点が求められる時代はありません。

現プランの期間が令和3年度をもって終了することから、次期プランを策定し、一層の取り組みを進めることが必要と考えます。そこで、次期丸亀市男女共同参画プランの策定について、貴審議会の意見を求めます。

答 申 書

令和4年3月10日

丸亀市長 松永 恭二 様

丸亀市男女共同参画審議会
会 長 佐藤 友光子

「第4次男女共同参画プランまるがめ」(案)について(答申)

令和2年12月1日付2総人第47号で諮問のあった「次期丸亀市男女共同参画プランの策定について」について次のとおり答申します。

記

男女共同参画審議会は、次期丸亀市男女共同参画プランの素案策定に関し、令和4年2月18日まで5回の会議を開催し、国の第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)など男女共同参画社会の形成に向けた国内の動きや本市の現状と課題、市民ニーズなどを考慮しながら、慎重に審議を重ねました。

素案策定にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大による影響、特に、女性に対する影響への対応・対策などについてのワーキンググループによる研究・協議、また市内企業等へのヒアリング調査からの検討結果も盛り込んだ原案は、丸亀市男女共同参画推進条例の基本理念にも適っており、おおむね妥当なものと認められます。

第3次プランでの成果としては、審議会の女性委員比率が目標を達成し、「政策・方針決定過程への女性参画の推進」が一步進んだと認めます。一方、本市の現状と課題を見ると、今なお改善すべき点が多いと指摘できます。更には、人口減少と少子高齢化の進行から考えると、我々に残された時間は少ないと考えます。現行プランの施策にて滞っているものについては特に庁内推進体制を一層強化することで是正されるよう強く求めるとともに、以下の提言を踏まえ第4次プランの計画期間5年間で効率的で効果的に実施・運営していただくよう希望いたします。

1. 男女共同参画を進めるうえで理解しておくべき「ポジティブ・アクション(積極的改善措置)」及び「アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見・思い込み)」について、職員内において理解度に差があり、実質的な施策反映及び組織間の連携不足につながっているケースも見受けられます。これは、過去の審議会においても指摘しており、すべての職員の更なる意識改革を実行し、丸亀市男女共同参画推進条例第4条に規定

された市の責務を果たすことを望みます。

2. コロナ禍において顕在化した女性への深刻な影響の根底には、平時におけるジェンダー平等・男女共同参画が進んでいなかったことに要因があると考えます。社会的混乱となった今回の事象をピンチで終わらせることなく、課題として残置してきたものを解消させる社会変容の大きなチャンスとするべく具体的施策を企画・実行してください。そのためには、市民への持続的なアプローチをお願いするとともに、事業報告等を基とした、審議会委員からの意見も反映実施していただくよう望みます。
3. 丸亀市役所がイクボス*制度も活用し、市内の一事業所として、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に取り組んでいることを評価します。そのうえで、「まず隋より始めよ」の精神を今一度認識し、男性職員の育児休業取得促進をはじめとした本市におけるワーク・ライフ・バランス推進のスピードアップを図ってください。
4. 本プランの一部は引き続き、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」である「丸亀市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」として位置づけています。すべての人のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を尊重する社会を実現するためにも、あらゆる暴力をなくす取組を推進してください。なお、DV防止等については男性も被害者となりうることも忘れてはなりません。
5. 政治分野の男女共同参画推進は、政治参加がもっと男女平等になること、そしてすべての市民にもっと市政に関心をもってもらうことが重要だと考えます。政治分野の男女平等に向け、あらゆる年齢層・性別を意識した取組を積極的に実施してください。
6. 今後の市政運営においては、いかなる計画・施策・事業の企画・立案・実施に際してもその基本姿勢に男女共同参画の視点を持って取り組まなければなりません。今回、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を本プランに盛り込み、連携・整合の意識を強化し、男女共同参画の推進を求めています。丸亀市男女共同参画推進本部は、この意識とともに丸亀市男女共同参画推進条例を遵守してその責務を果たしてください。

※職場で共に働く部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の結果も出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者、管理職）のことをいいます。

男女共同参画審議会委員名簿

(令和3年9月30日委嘱)

	名 前	専門分野など
会 長	佐藤 友光子	四国学院大学社会学部教授
副会長	溝渕 由美子	学校図書館を考える会・丸亀代表
	秋山ともえ	かがわ男女共同参画推進員
	大池 充	かがわ男女共同参画推進員
	織田 博	かがわ男女共同参画推進員
	大谷 秀雄	丸亀市コミュニティ協議会連合会理事
	鎌倉 克英	公益社団法人香川県社会福祉士会相談役
	黒澤 あずさ	香川大学男女共同参画推進室特命講師、コーディネーター
	桑田 桃子	公募委員
	小阪 あずみ	連合香川女性委員会事務局長
	菅 昭年	香川県社会保険労務士会副会長
	仙頭 真希子	せんとろ法律事務所弁護士
	十河 靖典	丸亀市PTA連絡協議会会長
	塚本 詩乃	公募委員
	中野 実千代	丸亀市母子愛育班連絡協議会会長
	中橋 恵美子	NPO法人わははネット理事長
	藤田 秀光	丸亀市民生委員児童委員協議会連合会副会長
	真鍋 宣訓	丸亀商工会議所副会頭

※敬称略。会長、副会長のほかは50音順。

※委員の役職などは令和4年3月現在のものです。

第4次プラン策定ワーキンググループ委員名簿

区分	名 前	専門分野、所属など
丸亀市男女共同参画審議会委員他	青木 秀光	四国学院大学社会学部助教（令和3年7月末退官）
	織田 博	かがわ男女共同参画推進員
	鎌倉 克英	公益社団法人香川県社会福祉士会相談役
	川端 友子	四国化成工業株式会社事業推進本部総務・人事部長
	佐藤 友光子	四国学院大学社会学部教授
	仙頭 真希子	せんとう法律事務所弁護士
	十河 靖典	丸亀市PTA連絡協議会会長
	塚本 詩乃	公募委員
	溝渕 由美子	学校図書館を考える会・丸亀代表
丸亀市職員	田中 耕司	市長公室職員課主査
	松本 敦志	市長公室職員課主任
	大川 智	市長公室秘書政策課主任
	藤井 聖	総務部税務課主任
	大西 幾美	健康福祉部福祉課副主任
	善生 直樹	健康福祉部子育て支援課主任
	紺谷 明日美	健康福祉部健康課副主任
	宮地 淳子	産業文化部産業観光課主任
山本 克己	教育部学校教育課指導主事	

※敬称略。審議会委員は50音順、市職員は組織順。

※委員の役職、所属などは令和4年2月現在のものです。

プラン策定の経過

実施年月日	内 容
令和2年（2020年） 6月16日	令和2年度第1回男女共同参画推進本部会 ・第4次プランの策定スケジュールなどについて ・男女共同参画に関する市民・企業アンケートの実施について
7月13日	令和2年度第1回男女共同参画推進本部幹事会
7月30日	令和2年度第1回男女共同参画審議会
8月12日～9月4日	男女共同参画に関する市民・企業アンケート実施 《市民アンケート》 対象：市内に在住する18歳以上の男女3,000人 有効回収数：986人　有効回収率：32.9% ※上記抽出とは別に若年層（18～29歳）250人を別途無作為抽出のうえ、アンケート依頼をし、回答割合の低い若年層意見の収集・分析を行う 有効回収数：45件　有効回収率：18.0% 《企業アンケート》 対象：丸亀商工会議所、丸亀市飯綾商工会に所属する事業所の内、5人以上の従業員がいる市内事業所607社 有効回収数：319社　有効回収率：52.6%
11月16日	令和2年度第2回男女共同参画推進本部会 ・男女共同参画に関する市民・企業アンケート結果について ・第4次プランの策定方針について、諮問書について
12月1日	令和2年度第2回男女共同参画審議会 ・市長から諮問 ・男女共同参画に関する市民・企業アンケート結果について ・第4次プラン策定の方向性確認について
令和3年（2021年） 1月22日	令和2年度第3回男女共同参画審議会 ・第4次プランの策定方針・プランの体系について ・ワーキンググループ（WG）委員の選任について
2月5日	市議会総務委員会協議会 ・男女共同参画に関する市民・企業アンケート結果について ・第4次プランの策定について
2月15日	令和2年度第3回男女共同参画推進本部会 ・第3次プランの推進状況について
2月22日	第1回WG全体会議 ・第4次プラン策定に関する社会情勢について ・第4次プランの策定方針、策定スケジュールについて ・班別協議

実施年月日	内 容
3月3日～4月21日	WGによる、市内7事業所、1コミュニティ、小・中学校教頭会を対象としたヒアリングを実施（一部オンライン実施）。その他、香川県子ども女性相談センターへ書面による質問を実施
7月20日～7月30日	WG 1～3班による班別討議による素案作成 《1班》 7月21日、7月27日 《2班》 7月26日、7月28日 《3班》 7月20日、7月30日
8月25日	第2回WG全体会議（オンライン会議） ・第4次プランの素案作成について
8月30日	第3回WG全体会議（オンライン会議） ・第4次プランの数値目標・モニタリング指標について ・その他、第4次プランの素案について
9月8日	令和3年度第1回男女共同参画推進本部会 ・第4次プランの素案について
9月24日	令和3年度第1回男女共同参画審議会（オンライン会議） ・第4次プランの素案について
11月22日	令和3年度第2回男女共同参画推進本部会 ・「第4次男女共同参画プランまるがめ」（素案）について
11月30日	市議会総務委員会協議会 ・「第4次男女共同参画プランまるがめ」（素案）について
12月10日	「次期男女共同参画プランまるがめ」市民フォーラム開催（アイレックス小ホールにて・37人参加）
12月1日～令和4年 (2022年) 1月5日	パブリックコメント実施（1人から3件の意見が寄せられる）
1月28日	「次期男女共同参画プランまるがめ」市民フォーラム第2弾開催（マルタス多目的ホール1にて・21人参加）
2月18日	令和3年度第2回男女共同参画審議会 ・「第4次男女共同参画プランまるがめ」（素案）に対するパブリックコメントの結果と意見に対する市の考え方について ・市長への答申（案）について
2月24日	令和3年度第3回男女共同参画推進本部会 ・「第4次男女共同参画プランまるがめ」（素案）に対するパブリックコメントの結果と意見に対する市の考え方について
3月10日	市長に答申
3月18日	令和3年度3月第1回定例庁議（※） ・「第4次男女共同参画プランまるがめ」決定

（※）庁議の構成員は、男女共同参画推進本部会と同じです。

男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界	日本	香川県
	1945(S20) 「国際連合」設立 1946(S21) 「婦人の地位向上委員会」設置 1948(S23) 「世界人権宣言」採択 1967(S42) 「婦人に対する差別撤廃宣言」採択 1968(S43) 第1回国際人権会議(テヘラン)	1946(S21) 「日本国憲法」公布	1959(S34) 「婦人活動推進本部」 「香川県婦人懇談会」設置
1975(S50)	・国際婦人年(目標:平等・発展・平和) ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)／「女性の地位向上のための世界行動計画」採択	・「婦人問題企画推進本部」「婦人問題担当室」「婦人問題企画推進会議」設置	
1976(S51)	・「国連婦人の十年」(1976年～1985年)	・「民法等の一部を改正する法律」施行	
1977(S52)		・「国内行動計画」策定	
1979(S54)	・「女子差別撤廃条約」採択		
1980(S55)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)／「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」署名	
1981(S56)	・「女子差別撤廃条約」発効	・民法及び家事審判法の一部改正 ・「国内行動計画後期重点目標」策定	・「第2次県民福祉総合計画」に「婦人対策の推進」位置づけ ・「香川県婦人懇談会」再発足
1982(S57)			・「婦人行動計画」策定 ・「婦人対策推進本部」再発足
1983(S58)			・「香川県各種婦人団体懇話会」設立
1984(S59)	・「国連婦人の十年世界会議」のためのESCAP地域政府間準備会議(東京)		
1985(S60)	・「国連婦人の十年」最終年世界会議(ナイロビ)／「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行/父母両系血統主義 ・「女子差別撤廃条約」批准 ・ナイロビ世界会議政府間会議参加 ・「男女雇用機会均等法」公布(1986年施行)	・「第3次県民福祉総合計画」に「婦人の地位向上」についての課題を明示 ・ナイロビ世界会議・NGOフォーラムへ各種婦人団体懇話会代表5名を派遣

年	世界	日本	香川県
1986 (S61)		・「改正国民年金法」施行／女性の年金権の確立	
1987 (S62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1988 (S63)			・「香川女性のための新行動計画」策定
1990 (H2)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・「21世紀長期構想」に「男女共同参加の促進」を明示
1991 (H3)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 ・「育児休業法」公布(1992年施行)	
1992 (H4)	・「国連環境開発会議(地球サミット)」(リオデジャネイロ)／「リオ宣言及びアジェンダ21」採択	・婦人問題担当大臣設置	・「男女共同参画型社会へ向けての香川行動計画」策定 ・「民生部婦人児童課女性対策推進室」設置
1993 (H5)	・世界人権会議(ウィーン)／「ウィーン宣言及び行動計画」採択(国連総会)	・「パートタイム労働法」公布、施行	
1994 (H6)	・「開発と女性」に関するアジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ)／「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 ・国際人口開発会議(カイロ)	・「男女共同参画推進本部」「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置	
1995 (H7)	・社会開発サミット(コペンハーゲン)／「コペンハーゲン宣言及び行動計画」採択 ・第4回世界女性会議(北京)／「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正→「育児・介護休業法」／介護休業制度の法制化	
1996 (H8)	・児童の商業的性的搾取に反対する世界会議(ストックホルム)／「ストックホルム宣言及び行動アジェンダ」採択	・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「21世紀長期構想事業計画」策定 ・「男女共同参画推進本部」「生活環境部青少年女性課女性政策室」「香川県女性懇談会」設置 ・女性の参政権行使50周年記念事業「かがわ女性フェスティバル」開催
1997 (H9)	・児童労働に関する国際会議(オスロ)／「行動のための課題」採択	・「男女共同参画審議会設置法」公布、施行／法律として初めて男女共同参画社会を定義 ・「男女雇用機会均等法」改正/セクハラ防止に向けた事業主の配慮義務等規定 ・「労働省婦人局婦人少年室」を「労働省女性局女性少年室」に改称 ・「介護保険法」公布(2000年施行)	・「男女共同参画社会へ向けての香川行動計画(改定)」策定 ・「香川県各種婦人団体懇話会」を「香川県各種女性団体協議会」に改称

年	世界	日本	香川県
1998 (H10)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申 ・「特定非営利活動促進法(NPO法)」公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性有識者名簿」作成
1999 (H11)	<ul style="list-style-type: none"> ・ESCAPハイレベル政府間会議(バンコク)／「北京行動綱領の更なる実施に向けての勧告」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 ・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行/女性の参画の促進 ・「児童買春・ポルノ禁止法」公布、施行 	
2000 (H12)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)／「政治宣言」及び「成果文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「都道府県労働局」設置、「女性少年室」を「雇用均等室」に改称 ・男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策」答申 ・男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「ストーカー規制法」公布、施行 ・「児童虐待防止法」公布、施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活環境部青少年女性課男女共同参画推進室」設置 ・新世紀基本構想「みどり・うるおい・にぎわい創造プラン」策定
2001 (H13)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画局」「男女共同参画会議」設置 ・第1回男女共同参画週間 ・「DV防止法」公布、施行 ・「育児・介護休業法」改正(2002年施行)/短時間勤務措置の対象年齢を引き上げ等 	<ul style="list-style-type: none"> ・「香川県男女共同参画推進委員会」設置 ・「かがわエンゼルプラン21」策定 ・「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施 ・「仕事と家庭の両立支援調査」実施 ・「かがわ男女共同参画プラン」策定
2002 (H14)	<ul style="list-style-type: none"> ・「持続可能な開発に関する世界首脳会議(地球サミット)」(ヨハネスブルグ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康増進法」改正(2003年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策部青少年・男女共同参画課」設置 ・「香川県男女共同参画推進条例」施行 ・「配偶者暴力相談支援センター」設置 ・「香川県男女共同参画審議会」「男女共同参画相談室」設置 ・各市町に「かがわ男女共同参画推進員」配置
2003 (H15)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部が「女性のチャレンジ支援策」決定 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 ・「少子化社会対策基本法」公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「総務部青少年・男女共同参画課」設置
2004 (H16)		<ul style="list-style-type: none"> ・「改正DV防止法」施行 	

丸亀市については、合併後の動きを記載しています。

年	世界	日本	香川県	丸亀市
2005 (H17)	・「北京+10」(第49回国連婦人の地位委員会) (ニューヨーク)	・「改正育児・介護休業法」施行/有期雇用者など休業対象者拡大等 ・男女共同参画会議「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」答申 ・男女共同参画基本計画に関する専門調査会「社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)の表現等についての整理」答申 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	・新世紀基本構想「みどり・うるおい・にぎわい創造プラン」後期事業計画策定 ・「次世代育成支援行動計画」策定	・新「丸亀市」において、「企画財政部企画課男女共同参画室」設置 ・「男女共同参画都市宣言」議決
2006 (H18)		・国の審議会等における女性委員の登用の促進について男女共同参画推進本部決定 ・「男女雇用機会均等法」改正(2007年施行)/性差別禁止の範囲拡大等 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「かがわ男女共同参画プラン」(後期)策定 ・「香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定 ・「かがわ農山漁村男女共同参画ビジョン」策定 ・「かがわ男女共同参画相談プラザ」設置	・「男女共同参画プランまるがめ」策定 ・男女共同参画都市宣言記念事業実施
2007 (H19)		・「パートタイム労働法」改正(2007、2008年順次施行)/労働条件の文書交付・説明義務化 ・「DV防止法」改正/保護命令制度の拡充等 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「総務部県民活動・男女共同参画課」設置	
2008 (H20)		・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出		・男女共同参画推進条例制定記念講演会開催 ・「丸亀市男女共同参画推進条例」施行
2009 (H21)		・男女共同参画シンボルマーク作成	・「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施	
2010 (H22)	・ESCAP「北京行動綱領実施」に関するハイレベル政府間会合(「バンコク宣言」採択)	・「改正育児・介護休業法」施行/パパ・ママ育休プラス等 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定	・「香川県次世代育成支援行動計画」(後期計画)策定	

年	世界	日本	香川県	丸亀市
2011 (H23)	・UN Women正式発足	・「改正次世代育成支援対策推進法」施行/事業主に対する行動計画策定の義務付けが従業員301人以上から101人以上に拡大	・「第2次かがわ男女共同参画プラン」策定 ・「第2次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定	・「第2次男女共同参画プランまるがめ」策定 ・「総務部人権課男女共同参画室」設置
2012 (H24)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定		
2013 (H25)		・若者・女性活躍推進フォーラム提言 ・「DV防止法」改正(2014年施行)/適用対象を同居する交際相手に拡大		
2014 (H26)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「改正次世代育成支援対策推進法」施行/有効期限を10年間延長	・「香川県健やか子ども支援計画」策定	
2015 (H27)	・第59回国連婦人の地位委員会(「北京」+20)記念会合(ニューヨーク) ・第70回国連総会「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択	・「女性活躍推進法」公布、施行 ・「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定	・「政策部男女参画・県民活動課」設置 ・「第3次かがわ男女共同参画プラン」策定	・丸亀市役所「イクボス宣言」実施 ・男女共同参画都市宣言10周年記念事業実施
2016 (H28)		・「育児・介護休業法」改正(2017年施行)/マタハラ・パタハラ防止措置の義務化等 ・「男女雇用機会均等法」改正(2017年施行)/妊娠出産等に関するハラスメント防止措置の義務化	・「第3次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定	
2017 (H29)		・「改正育児・介護休業法」施行/最長2歳まで有休期間再延長可能等 ・「SDGsアクションプラン2018」策定	・「かがわ働く女性活躍推進計画」策定	・「第3次男女共同参画プランまるがめ」策定
2018 (H30)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布(2019年より順次施行)		・瀬戸内中讃定住自立圏女性活躍推進協議会「女性活躍推進講演会」実施
2019 (H31) (R元)	・「男女平等に関するパリ宣言」(G7/パリサミット) ・G20大阪サミット「大阪首脳宣言」採択	・「女性活躍推進法」改正(2020年より順次施行) ・「労働施策総合推進法」改正(2020年施行)/パワハラ定義明文化 ・「DV防止法」改正(2020年施行)/児童相談所との連携明文化		

年	世界	日本	香川県	丸亀市
2020 (R2)	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大により国際社会に大きな影響 ・第64回国連女性の地位委員会「第4回世界女性会議25周年における政治宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「第5次男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期香川県健やか子ども支援計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内中讃定住自立圏女性活躍推進協議会「女性活躍実践アイデア企業顕彰事業」実施
2021 (R3)		<ul style="list-style-type: none"> ・「改正政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行／セクハラ・マタハラ対応の環境整備強化等 ・「育児・介護休業法」改正(2022年施行予定)／産後パパ育休等 ・男女共同参画シンボルマークリニューアル 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定 ・「第4次かがわ男女共同参画プラン」策定 	
2022 (R4)				<ul style="list-style-type: none"> ・「第4次男女共同参画プランまるがめ」策定

丸亀市
男女共同参画都市宣言

すべての人は 男女の枠を超え その人らしく
自立して生きるために 自らの意思で あらゆる
分野に参画する機会を持ち 等しく責任を負います

市民一人ひとりの主体的で多様な生き方を尊重し
男女がともに生き生きと暮らせるまちをめざして

ここに丸亀市は「男女共同参画都市」
を宣言します

(平成 17 年 12 月 1 日議決)

丸亀市男女共同参画推進条例

平成 19 年 9 月 25 日 条例第 26 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 男女共同参画を阻害する行為の制限(第 7 条・第 8 条)

第 3 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 9 条—第 18 条)

第 4 章 雑則(第 19 条)

附則

前文

緑広がる讃岐平野にそびえる飯野山、その麓を土器川が瀬戸内海へと静かに流れていきます。豊かで穏やかな自然風土の中で、歴史を刻み、文化が育まれてきました。私たちは、ここに生きるすべての男女が、生き生きと安心して暮らせるまちの実現を願っています。

日本国憲法にうたわれた個人の尊重と男女平等の理念の下、丸亀市においても男女共同参画都市を宣言し、市民と共に様々な取組を進めてきました。しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識等を反映した多くの課題が残されており、なお一層の努力が求められています。

また、少子高齢化の進展、価値観の多様化等社会情勢の急速な変化に対応するためには、男女が互いの人権を尊重し、性別にかかわらず、自らの意思であらゆる分野に参画し、個性と能力を発揮できる男女共同参画のまちづくりが重要になっています。

ここに私たちは、丸亀市における男女共同参画を推進するための基本理念を明らかにし、市、市民及び事業者が協働して、互いのたゆみない努力により、真の男女共同参画社会を築くことを決意して、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、丸亀市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の基本的施策を定めるこ

とにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤、通学するすべての者又は市内において活動を行う市民活動団体(信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例(平成 19 年条例第 6 号)第 2 条第 5 号に規定する市民活動を行う団体をいう。)をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行うすべての個人又は法人をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者その他市民活動団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における家庭生活以外での

あらゆる活動とを両立できるようにすること。

- (5) 男女が、それぞれ互いの性に関する理解を深めることにより、生涯にわたる性と生殖に関する事項について自らが決定する権利が尊重され、共に健康な生活が営まれること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置づけ、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力して取り組むものとする。
- 3 市は、あらゆる施策を策定し、及び実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深めるとともに、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女の対等な参画機会を確保し、雇用上の格差を解消するとともに、職場における活動と家庭、地域等における活動とを両立できる就業環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に参画するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動によって相手方を不快にさせ、生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。)
- (3) ドメスティック・バイオレンス(配偶者、恋人等の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為をいう。)

(情報の表示に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に情報を表示する場合において、性別による固定的な役割分担若しくは男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現及び過度な性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市長は、男女共同参画計画を定めるときは、市民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講じるとともに、丸亀市附属機関設置条例(平成17年条例第19号)に基づく丸亀市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(広報啓発活動)

第10条 市は、市民及び事業者が男女共同参画に関する関心を高め、理解を深めるよう、広報啓発活動を行うものとする。

(教育の充実、学習の推進)

第11条 市は、学校教育及び社会教育の場において、市民の男女共同参画に関する理解を深めるため、教育の充実、学習の推進その他必要な措置を講じるものとする。

(推進体制等の整備)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、拠点施設の整備に努めるものとする。

(市民及び事業者の活動支援)

第13条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動について、情報の提供、人材の育成その他必要な支援を行うものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進のために必要と認めるとき

は、市民及び事業者と会議を開催し、又は事業者に対して男女共同参画の状況について報告を求めることができるものとする。

(家庭生活における活動と他の諸活動の両立支援)

第14条 市は、男女が共に家庭生活における活動と職場、学校、地域等における家庭生活以外での活動とを両立することができるよう、必要な支援を行うものとする。

(積極的改善措置)

第15条 市は、あらゆる分野の施策において、男女の参画する機会に格差が生じないよう積極的改善措置を講じるものとする。

2 市は、附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員を委嘱し、又は任命するときは、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(調査研究)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を定め、効果的に実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(実施状況の公表)

第17条 市は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、公表するものとする。

(相談及び苦情への対応)

第18条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関して、市民又は事業者から相談があったときは、関係機関と連携して適切に対応するものとする。

2 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関して、市民又は事業者から苦情の申出があったときは、適切な措置を講じるものとする。

3 市は、前項の申出があった場合において、必要と認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法

公布 平成 11 年 6 月 23 日 法律第 78 号
改正 平成 11 年 7 月 16 日 法律第 102 号
改正 平成 11 年 12 月 22 日 法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もっ

て男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会に

おける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会

の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査

し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
- 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

平成27年9月4日法律第64号
最終改正 令和元年法律第24号

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 基本方針等(第5条・第6条)
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針(第7条)
 - 第2節 一般事業主行動計画等(第8条—第18条)
 - 第3節 特定事業主行動計画(第19条)
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表(第20条・第21条)
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第22条—第29条)
- 第5章 雑則(第30条—第33条)
- 第6章 罰則(第34条—第39条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形

態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

(3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働

者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第 2 号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第 1 項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第 1 項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第 1 項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第 3 項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第 4 項から第 6 項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第 9 条 厚生労働大臣は、前条第 1 項又は第 7 項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第 10 条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及

び第 14 条第 1 項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第 11 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第 9 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第 9 条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第 12 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 13 条の 2 に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 29 条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第 13 条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第 8 条第 1 項及び第 7 項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも 1 回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第 14 条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第 10 条第 2 項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第 15 条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 12 条の認定を取り消すことができる。

- 1 第 11 条の規定により第 9 条の認定を取り消すとき。
- 2 第 12 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 3 第 13 条第 2 項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 4 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 5 不正の手段により第 12 条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第 16 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による

届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 42 条第 1 項、第 42 条の 2、第 48 条の 3 第 1 項、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 3 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 3 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 17 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第 18 条 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第1項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、

助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第 23 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第 24 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第 25 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 26 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 27 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第 22 条第 1 項の規定により国が

講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 22 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第 28 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 29 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 30 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第 7 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第 31 条 厚生労働大臣は、第 20 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は第 20 条第 3 項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第 8 条第 7 項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第 32 条 第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 16 条、第 30 条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第 33 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

第 34 条 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 22 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第 28 条の規定に違反して秘密を漏らした者

第 36 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 16 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 37 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 10 条第 2 項(第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- (2) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、

若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 51 条第 1 項の規定に違反して秘密を漏らした者

第 38 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 34 条、第 36 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 39 条 第 30 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章(第 7 条を除く。)、第 5 章(第 28 条を除く。)及び第 6 章(第 30 条を除く。)の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(この法律の失効)

第 2 条 この法律は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 第 22 条第 3 項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第 4 項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 28 条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第 3 条 前条第 2 項から第 4 項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 4 条 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

2・3 略

4 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条

の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

2 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号
最終改正 令和元年 6 月 26 日法律第 46 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等(第 2 条の 2・第 2 条の 3)

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等(第 3 条—第 5 条)

第 3 章 被害者の保護(第 6 条—第 9 条の 2)

第 4 章 保護命令(第 10 条—第 22 条)

第 5 章 雑則(第 23 条—第 28 条)

第 5 章の 2 補則(第 28 条の 2)

第 6 章 罰則(第 29 条・第 30 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(定義)

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者

からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第 2 条の 3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の

保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者(被害者とその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての)

説明等)

第 7 条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第 3 条第 3 項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第 8 条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和 29 年法律第 162 号)、警察官職務執行法(昭和 23 年法律第 136 号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第 8 条の 2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第 15 条第 3 項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第 8 条の 3 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第 9 条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第 9 条の 2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第 4 章 保護命令

(保護命令)

第 10 条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第 12 条第 1 項第 2 号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第 3 号及び第 4 号並びに第 18 条第 1 項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第 2 号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して 6 月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。
 - (2) 命令の効力が生じた日から起算して 2 月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行

為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後 10 時から午前 6 時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第 1 項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第 3 号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が 15 歳以上であるときは、その同意がある場合に限り。

4 第 1 項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第 4 号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等

に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の 15 歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が 15 歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第 11 条 前条第 1 項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第 1 項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第 12 条 第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- (3) 第 10 条第 3 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- (4) 第 10 条第 4 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止する

ため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

(5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治 41 年法律第 53 号)第 58 条ノ 2 第 1 項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第 13 条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第 14 条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日におけ

る言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが 2 以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並び

に抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した後において、同条第 1 項第 2 号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

(第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の再度の申立て)

第 18 条 第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して 2 月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同項第 5 号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同条第 2 項中「同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項」とあるのは「同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、

裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第 20 条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第 2 項(第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 5 章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - (2) 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - (3) 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - (4) 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。
- (1) 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの
 - (2) 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にあ

る相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者(第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第 6 条第 1 項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第 1 項から第 4 項まで、第 11 条第 2 項第 2 号、第 12 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 18 条第 1 項	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手
第 10 条第 1 項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合

第 6 章 罰則

第 29 条 保護命令(前条において読み替えて準用する第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 第 12 条第 1 項(第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第 28 条の 2 において読み替えて準用する第 12 条第 1 項(第 28 条の 2 において準用する第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10 万円以下の過料に処する。

(以下略)

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

公布 平成 30 年 5 月 23 日法律第 28 号

改正 令和 3 年 6 月 16 日法律第 67 号

(目的)

第 1 条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(以下「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)の基本理念のっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)のっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第 4 条 政党その他の政治団体は、基本原則のっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第 5 条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第 6 条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの(次項において「社会的障壁」という。)及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供(同項及び第 11 条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画

の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第 7 条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第 8 条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第 9 条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第 10 条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第 11 条 国及び地方公共団体は、第 7 条から前条までに定めるもののほか、第 6 条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 3 年 6 月 16 日法律第 67 号)

この法律は、公布の日から施行する。

用語説明

【育児・介護休業法】

正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。平成4年（1992年）に施行された育児休業法に介護休業制度を導入して平成7年（1995年）に制定されました。平成13年（2001年）に休業の申出や取得を理由とする不利益取扱いの禁止、平成16年（2004年）には育児・介護休業の対象労働者の拡大や子の看護休暇制度の創設（翌年施行）、平成21年（2009年）には子育て中の短時間勤務制度と所定外労働の免除の義務化や、父親の育児休業の取得促進などを盛り込まれ（翌年施行）、平成28年（2016年）には介護をしながら働く人や、有期契約労働者が育児・介護休業を取得しやすくするための改正が行われました。平成29年（2017年）には最長2歳まで育休期間を再延長できるようになり、令和3年（2021年）には育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び、妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、産後パパ育休の創設などの改正が行われました（施行は2022年）。

【イクボス】

職場で共に働く部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の結果も出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者、管理職）のことをいいます。

【インフォーマルサービス】

介護保険制度に基づかないサービスのことをいいます。例えば、NPO法人、ボランティアグループ、民間企業などによる買い物支援、見守り、ごみ出しなど。

【SDGs（持続可能な開発目標）】

令和12年（2030年）までに国際社会全体で達成すべきゴール（目標）が定められ、「誰一人取り残さない」と誓っています。17あるゴールのうち、ゴール3では「すべての人に健康と福

祉を」、ゴール5では「ジェンダー平等を実現しよう」、ゴール8では「働きがいも経済成長も」などが掲げられています。各ゴール（目標）の視点に男女共同参画の理念が含まれおり、SDGsを切り口として、市、市民、事業者がそれぞれの目標達成のために、同じ方向性でまちづくりを進めることができ、男女共同参画に良い影響を及ぼすと考えます。

【M字カーブ】

日本の女性の労働力率（15歳以上の人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者））の割合を年齢階級別にグラフ化すると30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があることを示しています。

【かがわ男女共同参画推進員】

男女共同参画社会の形成と、豊かで活力のある地域社会の実現のため、香川県知事の委嘱を受けて活動している人。任期は2年。県内市町に配置され、本市では3人の方が活動しています。

【家族経営協定】

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものをいいます。

【キッズウィーク】

地域ごとに学校の夏休みなどの長期休業日を分散化することで、大人と子どもが一緒にまとまった休日を過ごす機会を創出しやすくするための取組で、平成30年（2018年）から始まっています。キッズウィークの推進は、働き方改

革と表裏一体の、いわば休み方改革の推進ともいわれています。

【キャリア教育】

主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身につけ、将来、社会人、職業人として自立していくことができるようにするための教育をいいます。

【合計特殊出生率】

一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す指標で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものをいいます。

【固定的な性別役割分担意識】

「男は仕事、女は家庭」、「男は主、女は従」などのように、性の違いによって役割や能力、活動分野などを決める考え方や意識をいいます。また「男らしさ、女らしさ」を求めることも、男女それぞれの役割への期待が反映されていると考えられます。一人ひとりの持つ個性や能力などの違いとは無関係に性別によって決めつけることから、個人の柔軟な発想や意欲を損なうだけでなく、生き方や働き方もも制約する要因となっています。

【子ども食堂】

貧困家庭や孤食の子どもなどに対し、地域住民のボランティアなどが主体となって子ども一人でも利用できます。無料、または安価で栄養のある食事や温かい団らんを提供する場所です。

【子どもの居場所】

家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもに対して、居場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート等を実施する場所です。

【ジェンダー】

社会的、文化的に形成された性別。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会や文化によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的、文化的に形成された性別」（ジェンダー）

といいます。「社会的、文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

【次世代育成支援対策推進法】

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、一般事業主に対して、平成17年度(2005年度)から10年間で集中的・計画的に推進する事業主行動計画の策定を義務づけた法律です。平成20年(2008年)の改正により、平成23年(2011年)4月から、義務づけられる企業規模が、常時雇用する労働者301人以上から101人以上に拡大されました。また、平成26年(2014年)の改正により、法律の有効期限が10年間(令和6年度(2024年度)まで)延長されました。

【女性活躍推進法】

正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。職業生活において、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現させるため、国、地方公共団体、一般事業主それぞれの女性の活躍推進に関する責務などを定めた法律です。この法律は平成27年(2015年)に成立し、令和7年度(2025年度)を有効期限とする時限立法です。平成28年(2016年)4月から、常時雇用する労働者301人以上の企業と、雇用主としての国や地方公共団体は、事業主行動計画の策定・公表などが義務付けられ、同様のことが常時雇用する労働者300人以下の企業にも努力義務とされました。また、令和元年(2019年)には、義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大するなどの改正が行われました(令和4年(2022年)4月1日施行)。

【女性人財リスト】

審議会の委員や専門分野の見識を持っているまたは、経済団体などで活躍している女性を「人財リスト」に集約。講師招聘やアドバイザー要請などを検討している団体・個人とリスト登載者の橋渡しを目的に作成しています。

【政治分野における男女共同参画の推進に関する法律】

平成30年(2018年)に公布、施行されました。この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。令和3年(2021年)には政党その他の政治団体の取組促進や国・地方公共団体の施策の強化を明記した改正がなされています。

【性的少数者】

同性が好きな人や、自分の性別に違和感のある人など、これまで典型的だとされてきた性のあり方とは異なる人たちを表します。

【セクシュアル・ハラスメント】

性的な嫌がらせのことです。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な冗談やからかいなど、様々な態様のものが含まれます。また、異性に対するものだけでなく、同性に対するものも含まれます。事業所は、相談したこと等を理由に不利益な取り扱いをしてはいけません。男女雇用機会均等法により事業主にセクハラ防止対策を講じることが義務付けられています。

【瀬戸内中讃定住自立圏】

人口定住の促進のため、中心市宣言を行った市(丸亀市)と、連携市町(善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町)で、それぞれの役割を分担し、協力しながら、安心して暮らせる地域、魅力あふれる地域の形成を目指しています。

【瀬戸内中讃定住自立圏女性活躍推進協議会】

ワーク・ライフ・バランスと女性活躍を推進することを目的に平成29年(2017年)8月28日に設置されました。圏域内の各市町男女共同参画担当課だけでなく、商工労政担当課、経済団体、国の機関、報道機関が連携・協働しながら、講演会や顕彰事業などの実施を通じ、圏域内全体のワーク・ライフ・バランス推進、女性

活躍推進に向けた機運醸成に努めています。

【相対的貧困率】

等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分(貧困線)に満たない世帯員の割合をいいます。

【SNS】

ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略で、Facebook、LINE、ツイッターなどの人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWebサイトの会員制サービスのことをいいます。

【男女共同参画社会】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいいます。

【男女共同参画社会基本法】

平成11年(1999年)に施行された法律です。男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を形成するため、基本理念、国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本となる事項を定めています。

【男女雇用機会均等法】

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。職場において、男女の意欲や能力に応じた均等な待遇を確保するため、昭和61年(1986年)に施行されました。平成11年(1999年)には、募集・採用、配置・昇進などにおける女性に対する差別の禁止などを盛り込んだ改正法が、平成19年(2007年)4月からは、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産などを理由とする不利益取扱いの禁止などを盛り込んだ改正法が施行されました。また、平成29年(2017年)1

月からは、上司・同僚からの職場における妊娠・出産などに関する嫌がらせを防止する措置が事業主に義務づけられる改正法が施行されました。

【DV防止法】

正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律で、平成13年(2001年)に制定されました。平成16年(2004年)には、「配偶者からの暴力」の定義の拡大や都道府県に対する基本計画策定の義務化、平成19年(2007年)には、市町村に対する基本計画策定、配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務化、平成25年(2013年)には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力とその被害者についても法の適用対象が準用されるなどの改正が行われました。令和元年(2019年)には、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化され、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確にする改正が行われました。被害者が男性の場合もこの法律の対象となりますが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれています。

【デートDV】

交際相手(別れた相手も含む)からの暴力をいいます。暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、メールチェック、行動を監視するなどの精神的暴力、借りたお金を返さないなどの経済的暴力や、性的行為を強要するといった性的暴力など、様々な形があります。

【ドメスティック・バイオレンス(DV)】

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人からふるわれる暴力のことをいいます。暴力には身体的暴力(殴る、蹴るなど)だけでなく、精神的暴力(長時間の無視、大声で怒鳴るなど)、経済的暴力(生活費を渡さないなど)、社会的暴力(人との付き合いを制限するなど)、

性的暴力(性的行為の強要など)も含まれます。

【認知症カフェ】

認知症の人と家族、医療や介護の支援を必要とする人たち、地域の人たち、だれでも参加できる集いの場のことをいいます。

【認定農業者】

農業経営基盤強化促進法に基づき、自らが作成する「農業経営改善計画」を市町村に認定された農業経営者・農業生産法人のことをいいます。

【パワー・ハラスメント】

職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものと法律(労働施策総合推進法)に定義されています。大企業においては、令和2年(2020年)6月1日から職場におけるパワハラ防止対策を講じることが義務付けられています(中小企業は、令和4年(2022年)4月1日より義務化)。

【ファミリー・サポート・センター】

乳幼児や小学生の子どもがいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人(おねがい会員)と、援助を行いたい人(まかせて会員)が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業をいいます。

【フェムテック】

「女性(female)」と「テクノロジー(technology)」からなる造語です。2010年代にヨーロッパの起業家が提唱し、欧米を中心に取組が広がっています。日本では、令和2年(2020年)に関連企業や商品化が進み、「フェムテック元年」と言われています。

【フォローアップ】

追跡調査。継続監視。

【ポジティブ・アクション(積極的改善措置)】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動

に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます（男女共同参画社会基本法第2条第2号）。また、同法第9条は、地方公共団体の責務として、国に準じて男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を策定し、及び実施する責務を有する旨、規定しています。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実に存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するために積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入が必要です。

【マタニティ・ハラスメント】

妊娠、出産、育児休業などを理由とする、女性労働者に対する解雇、雇い止め、降格などの不利益な取り扱いを行うことをいいます。対して育児、介護休業を理由とする、男性労働者に対する不利益な取り扱いをパタニティ・ハラスメントといいます。

【ユニバーサルデザイン】

すべての人のためのデザイン（企画、計画、設計）という意味で、ものづくりやまちづくりを行っていくうえで、年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての人が安全に快適に利用できるように配慮したデザインを基本とする考え方をいいます。

【ライフステージ】

出生、就学、就職、結婚、出産、子育て、退職などの年齢に伴って変化する生活段階のことをいいます。

【ライフプランニング】

生涯の生活設計のこと。

【リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）】

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱

領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」されています。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない」とされています。

【労働基準法】

賃金、労働時間その他の労働条件についての均等待遇や男女同一賃金の原則などを規定し、昭和22年（1947年）に施行されました。平成11年（1999年）には、男女雇用機会均等法の改正にあわせ、女性の職域拡大を行い、男女の均等な取り扱いを一層促進する観点から、女性に対する深夜労働や残業、休日労働の制限が撤廃されました（母性保護などの規定は除く）。

【労働施策総合推進法】

正式名称は「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」。昭和41年（1966年）制定の雇用対策法を平成29年（2017年）に抜本的に改正（翌年施行）されました。令和元年（2019年）に、企業に対しパワー・ハラスメントの防止義務を課した改正がなされ、「パワハラ防止法」ともいわれています。

【ワーク・ライフ・バランス】

だれもがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指します。「仕事と生活の調和」ともいいます。

第4次男女共同参画プランまるがめ

令和4年(2022年)4月

発行 丸亀市総務部人権課男女共同参画室

〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号

TEL 0877-24-8823 FAX 0877-24-8874

ホームページ <http://www.city.marugame.lg.jp>

Eメール danjo@city.marugame.lg.jp